

2018年6月議会 一般質問

2018年6月定例会市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、高木たけし市議が一般質問を行いました。

第1質問の内容をお知らせします。

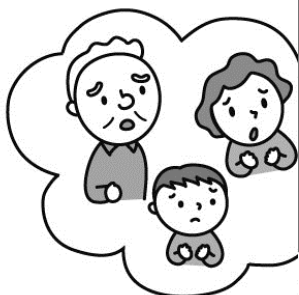
市民のみなさんの暮らしを守り、より良い市政の実現に、全力でがんばります。

高木たけし市議

6月20日
午後3時30分～



市民のみなさんの声を
議会に届けます！



1、農林土木行政について -----	2
○ため池転落死亡事故と転落防止対策について -----	2
2、民生福祉行政について -----	6
○障がい者の就労支援について -----	6
○子どもの貧困対策について -----	12
3、LGBT支援策について -----	16
4、国民健康保険行政について -----	21
○国保税の引き下げについて -----	21
○資格証明書発行について -----	23
○減免制度拡充について -----	25
5、教育行政について -----	26
○小中一貫教育と学校統廃合について -----	26

農林土木行政

ため池転落死亡事故と転落防止対策について

高木たけし市議 5月7日、熊野町の徳永池で、男性の遺体が発見されました。

同町内では、ため池転落死亡事故が相次いでいます。

今年5月、中国四国管区行政評価局から「ため池の管理に関する行政評価・監視」の結果報告書が発表されました。

報告書によると、2012年から16年までに発生した広島県内のため池での死亡事故13件のうち11件が福山市の発生となっています。

近年、農家戸数の減少や高齢化による保全管理体制の脆弱化とともに、ため池周辺で都市化が進んでいることから転落等による水難事故も発生していると指摘されています。

福山市では、2010年度から市道に接しているため池の転落防止対策を行ってきました。

これまでに、83か所の転落防止対策が行われ、残り245か所の未整備個所について、今年3月ため池転落事故防止計画を作成し、現地確認を行った結果、57か所を抽出し、今後5年間で、転

落事故防止対策を実施するとのことでした。

しかし、残りのため池の多くがなお未整備のままとなります。

未整備のため池の転落防止対策の計画についてお示しください。

徳永池は、2010年度以来調査された632か所には含まれておらず、市道に接していないため池1565か所の中の1か所です。

1565か所のため池にも、転落死亡事故の危険性があるため池が含まれていることが懸念されます。

昨年12月議会では、1565か所についても「地元要望があれば、里道に接している場合に現地調査を行い、必要に応じて整備を行っている」との答弁でしたが、具体的整備方法についてお示しください。

農林水産省は、農業用ため池の安全管理について、施設管理者が水難事故の未然防止措置を講じるよう、県に対し周知するとともに、県を通じ、関係市町村から、施設管理者へ点検の徹底、水難事故の防止対策、安全管理に対する啓発等の周知を求めています。

行政評価局の報告書によると、福山市は、施設管理者に対し、安全管理通知も「ため池の安全管理はだいじょうぶ？」のリーフレットも配布していませんが、現在の周知状況をお示しくください。

また、現地調査を行い水難事故が起きない万全の措置を求めるものです。

御所見をお示しくください。

ため池の安全管理について、農業者などの管理者が高齢化により、人手不足で管理できない事態も生まれています。

ため池に市民が転落して死亡する事故が起きないように福山市としても、補助金創設や行政が参画する保全管理組織の構築など、支援が必要と考えます。

ご所見をお示しくください。

市長 始めに、ため池への転落事故防止対策についてであります。

本市は、ため池への転落事故を防ぎ、市民の安心・安全の確保を図るため、市道に接したため池のうち、危険性の高いため池57か所について、本年3月に「ため池転落事故防止計画」を策定し、今年度から5年間の完了を目指し、対策を進めているところであります。

また、里道等に接したため池も含め、これまでも、土木常設員やため池管理者等を通じて、転落の危険性が判明した場合は、転落防止柵やガードレールの設置等、状況に応じた対策を実施しております。

次に、安全管理の周知状況についてであります。

本市は、水難事故を防止するために、毎年4月には、土木常設員に対して、注意喚起用の看板の設置を依頼するとともに5月には、保育所、幼稚園、小学校等に対して、幼児や児童への啓発を依頼しております。

さらに、今月中には、ため池管理者に対して、安全管理通知を配布するなど、周知徹底を図っております。

次に、安全管理への支援についてであります。

ため池は、受益者のための施設であり、施設の安全管理につきましても、ため池管理者等により、適切に行われるべきものと考えております。

以上

民生福祉行政について、障がい者の就労支援について質問します。

高木たけし市議 国は2006年の障害者自立支援法によって、障がい者就労継続支援事業に営利本位の企業も参入できるよう規制緩和しました。その下で、福祉を儲けの対象とする「悪しきA型」と呼ばれる「障がい者ビジネス」が横行し、この間、全国各地で経営破たんと障がい者の大量解雇が起きています。

本市では、昨年11月の「しあわせの庭」に続き「しあわせ工房」「のぞみ福祉会」が事業廃止となりました。市内在住の解雇者数は106人にもなりましたが、そのうち、再就職ができたのは、5月末時点で80人との事です。元利用者への再就職の支援や、解雇の再発防止は喫緊の課題です。

これまでの障がい者の大量解雇問題を受けて、広島県のワーキング部会では、関係市町や事業所など専門家を交えた検証会議を開催しています。

6月5日には第2回の部会が開催されたとの事ですが、そこでの議論や今後の取り組みについてお答えください。

本年5月、福山市は経営改善計画書を提出している事業所に対し、事業継続の有無などの意向調

査を行いました。その結果と今後の対応策についてお示し下さい。

報酬改定の影響について質問をします。

本年4月より障害福祉サービスの報酬改定が行われました。就労継続支援A型事業所では、利用者の平均労働時間に応じた報酬にしたため、全国で多くの事業所が減収になる問題が発生しています。

6月1日の民生福祉委員会では、「市内19カ所の事業所のうち3事業所が報酬減になる見込み」との答弁でした。現在、市内のA型事業所の7割は赤字経営を強いられており、報酬減は事業所に大きな打撃を与えます。

報酬減の影響で事業所が廃止に追い込まれれば、新たな解雇者を生み出しかねません。

報酬の引き上げが必要ですが、認識をお答えください。

また、国に対し報酬の引き上げを要望することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

報酬改定は就労継続支援B型事業所にも深刻な影響を及ぼしています。

障がい者の就労を支援する全国組織「きょうされん」の緊急実態調査では、B型事業所の約7割が減収する事が明らかになりました。

平均工賃月額に応じた基本報酬が持ち込まれたこと、また目標工賃達成加算が廃止されたことで、減収の影響が大きくなったとの事です。

市内のあるB型事業所では、基本報酬が上がっても、目標工賃達成加算の廃止で、年間約300万円の赤字になり、経営が非常に厳しくなったとの事です。

当事業所では弁当を作って配達をしたり、リサイクル品の販売などを行っています。施設管理者は「主に精神障がいの方々が働いている。利用者は働く喜びや生きがい、社会と関わることで自信がつく。このままでは、障がいのある人の働く場が失われかねない」と訴えていました。

福山市内のB型事業所は59カ所ありますが、報酬改定による実態調査を早急に行うことを求めます。お答えください。

また、本市として県と連携し国に対し、報酬削減の中止と、市独自の緊急の支援措置を行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

今回の問題は、日本の障害者の福祉的就労における制度の不十分さと課題を明らかにした事案ではないでしょうか。

日本政府が2014年に批准した、障害者権利条約27条には、労働及び雇用について示されています。

今後、障害者権利条約の理念に則った、障害者の雇用を保障する制度を再構築することが求められています。障害者権利条約27条の認識をお示し下さい。

障害者権利条約は、障害のある人が、他の者と平等に労働の権利を有することを認めており、この権利には自由に選んだ仕事で生計を立てることが出来るだけの収入を得ることとされています。

しかし、厚労省発表によると2016年度のA型事業所の平均工賃は月額7万720円、B型事業所は1万5295円ですが、市内の平均工賃をお答えください。また、働いているにも関わらず、最低生活費以下の賃金体系は問題です。少なくとも生活費を保持するだけの賃金体系が必要と考えますが、ご所見をお示し下さい。

そのために、賃金補てんのしくみを国・県とともに早急に検討するとともに、就労支援の事業所での利用料負担は廃止することが必要ですが、ご所見をお示しください。

市長 次に、民生・福祉行政についてであります。

始めに、障がい者の就労支援についてであります。

本年6月5日に開催された「広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会」のワーキンググループ会議では、A型事業所の関係者・関係機関へのアンケート調査の実施と検証報告書を8月下旬には、取りまとめることが協議されました。

次に、本市が実施した調査についてであります。

経営改善計画書を提出している11事業所について、生産活動実績の報告を求めたものであり、今後、経営に関する専門家とともに、事業所に出向いて実態把握を行い、経営改善計画の履行状況を確認する中で、収益の増加に向けた助言・指導を行なってまいります。

次に、報酬改定についてであります。訓練等給付費については、国において適切に設定されたものと考えており、市独自の支援措置や国への要望は考えておりません。

なお、B型事業所の実態については、指

導監督の中で適切な把握に努めてまいります。

次に、障害者権利条約第27条は、障がい者の仕事と雇用についての平等と差別の禁止、合理的配慮について必要な措置を求めるものであり、障がい者の就労に関わる基本原則が示されているものと考えています。

本市の2016年度（平成28年度）の各事業所の平均賃金等については、A型事業所の賃金は、月額8万1464円、B型事業所の工賃は、月額1万4366円であります。

賃金等の向止にあたっては、事業所の収益力向上を図ることが必要であると考えており、引き続き、専門家を招いての生産力向上セミナーを実施するとともに、販路拡大につながる支援や物品等の調達などを市としても積極的に進めてまいります。

なお、就労支援事業所の利用料については、既に2007年度（平成19年度）から、本市独自で負担軽減しているところであります。

以上

子どもの貧困対策について伺います。

高木たけし市議 ユニセフが、2016年4月にまとめた最貧困層の子どもが標準的な子供と比較してどれくらい厳しい状況にあるかという報告書を発表しました。それによると、日本の子どもたちは、先進41か国中34位で貧困の深刻度は高いものとなっています。

厚生労働省の調査によると、日本の子どもの貧困率は、1985年に10.9%だったものが、2015年で13.9%と国際的にも依然高い水準となっています。

福山市は、今年3月子ども生活実態調査の報告書を提出しました。

小学校5年生、中学校2年生の生徒と保護者を対象に生活状況の実態や家庭状況などを把握したものです。

調査によると、非生活困難層と比較し、生活困難層の子どもたちの自己肯定感は小学生で11.4%中学生で13.2%、朝食の摂取状況は小学生で8.1%、中学生で7.2%低く、将来の進学希望も「大学またはそれ以上」は小学生で9.2%中学生で11.1%低くなっています。

一人親世帯では、二人親世帯に比べさらに状況は深刻です。

福山市がこうした調査を行ったことは評価できるものですが、調査結果から、市として行う今後の施策の具体をお示しく下さい。

朝食の摂取状況を見ると、小学生では生活困難層で22.2%、中学生でも25.9%の子どもが毎日は朝食をとっていません。

朝食は、脳を活発にしていくエネルギーであり、日中キチンと活動できるように、朝のうちに脳に栄養を送らなくてなりません。

朝食をあまりとらない子供は、「いらいらしやすい」「協調性に乏しい」など性格やストレスの感受性が大きく変わるというデータもあり、学習だけでなく、運動能力の低下にもつながります。

毎日、子どもたちが朝食を取るためには、保護者等の協力も必要ですが、多忙や貧困により朝食を作ることが困難な家庭も存在していることから朝食を学校で提供できるよう検討するべきではありませんか。ご所見をお示しく下さい。

子どもの医療受診を抑制した経験について、小学生の保護者では「あった」が15.6%であり、中学性保護者では15.5%となっています。

生活困難度別をみると、小学生保護者の生活困窮層で23.5%、中学生保護者では30.4%となっています。

しかも、その理由について、生活困窮層では、「公的医療保険に加入していたが、自己負担金を支払うことができないと思ったため」の割合が他の層を大きく上回っています。

子どもの医療費助成制度の拡充で、医療費負担の心配をしなくても必要な医療が受けられるようにすることが必要ではありませんか。

以上について、ご所見をお示しくください。

市長 次に、**子どもの貧困対策**についてであります。

現在、「子どもの生活に関する実態調査」の結果をもとに、福祉部局のみならず、子どもの施策に関わる部局で構成した、「子どもの貧困対策検討委員会」を設置し、そこで「子どもの学び」、「生活・健康」、「就労・経済」などの視点から、子どもが健康に成長できているか、格差の固定化がなされていないかという観点から、施策の具体

について検討しているところです。

次に、学校での朝食の提供についてであります。

基本的な生活習慣を身につけ、朝食を食べることは、学力・体力のみならず、児童生徒の健やかな成長にとって必要です。学校内での朝食の提供は、施設管理等の課題があることから、困難であると考えております。

次に、子どもの医療費助成制度についてであります。

子どもの医療費助成は、子どもの貧困対策とあわせて、子育て支援、人口減少対策としての側面を持つと考えており、9月を目途に取りまとめる予定の人口減少対策の重要な柱の1つと考えており、現在、拡充に向けて具体の制度設計を検討しているところであります。

以上

L G B T 支援策について質問をします。

高木たけし市議 「L G B T」は「性的マイノリティ」とも呼ばれ、ある調査では人口の 7.6%、13人に1人の割合で当事者がいると言われていています。

世界では性自認性的指向にかかわる人権を擁護し、差別を禁止する憲法や法律を規定する国が増えています。

2014年11月、I O C 国際オリンピック委員会はオリンピック憲章を改定し、性的指向による差別の禁止を明記しました。

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックは、性的マイノリティの人たちの人権と多様性の尊重を掲げて行われる最初の大会として開催されることになっており、差別禁止に向けた日本の取り組みは、世界から注目を浴びています。

現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は「調達コード」を策定し、オリンピックに関係する物品やサービスなどを調達する企業に対し、マイノリティの権利尊重と差別等の禁止、雇用および職業差別の禁止を求めるなど具体的な対応を示しています。

福山市は東京オリンピック大会に向け、本年6月からメキシコ選手団の事前合宿を受け入れますが、I O C憲章改定の意義をどのように受け止めているのか、お答えください。

また、オリンピック開催までに本市のL G B T施策をどのように進めるのでしょうか、ご所見をお示し下さい。

日本では今なおL G B Tの人々が、学校や職場、医療、家庭など日常生活のさまざまな場面で根強い差別や偏見にさらされています。

そのため、自身のアイデンティティを隠す事で自らを守り、その結果として当然受けるべき権利を享受できない人や、既存の文化的・社会的制度の枠組みによって、孤立感を抱えている人々も少なくありません。

日本でもL G B Tの人権擁護を求める市民の議論が進んでいます。

2015年11月の東京都世田谷区と渋谷区の同性パートナーシップ制度を皮切りに、2018年現在、札幌市や伊賀市、宝塚市など7つの自治体で同類の制度が実施されています。2018年3月時点では、世田谷区で64組、札幌市36組、伊賀市で4組のカップルが誕生しているとのことです。

男女間の婚姻とは異なりますが、公的にカップルとして認められることで、緊急時の病院の面会や賃貸住宅の同居を可能とするなど、環境を整えやすくなります。パートナーシップ制度の意義について、市長の認識をお示しく下さい。

また、多様性を尊重する社会実現のため、本市においても、パートナーシップ条例を制定することを求めます。ご所見をお示し下さい。

第4次福山市男女共同参画基本計画には、初めて性的マイノリティに関する文言が書き込まれました。「女性・子ども・性的マイノリティなどの人権擁護」として「適切な相談」を行い、「悩みや不安を受け止め、内容に応じ適切な庁内部署・関係機関の案内や情報提供を行う」とされています。

「関係する各課」で担当するとの事ですが、どの課が対応するのか、また、関係する担当課同士の情報共有や、LGBTに関する職員研修はどのように取り組んでいるのか、具体をお示し下さい。

我が党はこれまで、性別の区別が必要ない市の申請書の性別欄の廃止や、市内の公共施設や学校に多目的トイレの設置を増やすことを要望してきましたが、現在の進捗についてお答えください。

市長 次に、L G B T 支援策についてであります。

互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きていける社会の実現に向け、共生のまちづくりを進めることは重要なことであると考えております。

本市におきましては、これまで、「福山市人権施策基本方針」に基づき、L G B T についても人権課題の一つとして位置付け、啓発に取り組んでいるところであります。

市民の皆様への正しい知識の普及に向けては、啓発DVDの整備や、人権啓発リーフレットの作成、当事者団体との協働によるパネル展示に取り組んでまいりました。

また、職員に対しましては、人権啓発リーダー養成研修や職場研修等を行ってきたところであります。

今後とも、さまざまな機会を通じて周知、啓発に努めてまいります。

また、相談につきましては、人権・生涯学習課やコミュニティセンター等で対応しており、内容に応じて適切な庁内部署・関係機関の案内や情報提供等を行っている

ところであります。

なお、申請書の記載事項につきましては、必要な最低限の情報にとどめております。

公共施設では、多目的トイレとしても活用できる男女兼用のオストメイト対応トイレを68か所設置しており、学校施設の多目的トイレについては、小学校において約8割、中学校において約7割の学校に設置しているところです。

今後、施設の改築時及び大規模改修時に整備していく考えであります。

以上

国民健康保険行政について

高木たけし市議 国保税の引き下げについて伺います。

全国の自治体が、国保都道府県化になる2018年度国保会計予算を出しました。

多くの県が、国保税負担が重過ぎることから、都道府県化に伴う統一保険料を選択せず、医療費水準に基づく保険料率としていますが、国保料が引きあがることになるのは明らかです。

しかし、都道府県化のなかでも57%の自治体が、減免制度の拡充や、法定外繰り入れなどで国保税の引き下げや据え置きとしています。

福山市は、国保税を予算額より引き下げたとはいえ、昨年の1人当たり、1416円に続き1907円引き上げて、10万5755円とする方針です。

福山市は、他自治体のように抑制や引き下げを行わず、引き上げた理由と今後の見通しをお示しください。

福山市の、2011年と2016年の所得階層別の世帯数の比較では、1円から100万円の所得世帯は1121世帯増加し、200万円までは

1728世帯減となり、300万円までは477世帯減、400万円までは333世帯減です。500万円までは20世帯の増加、500万円以上は90世帯減となっています。

さらに、2016年度の未申告を含む所得ゼロ世帯は、2011年度と比べ、94世帯も増え2万1702世帯となっています。

国保加入者の低所得状況は、依然として深刻です。

国も、低所得者が多い、医療費水準が高いという国保の構造的問題を踏まえ、都道府県化にむけ国庫負担の増額や軽減制度の拡充を行っています。

政府答弁で「新制度導入後も、国保会計への公費繰り入れは自治体の判断で行うことができる」としていることから、福山市が、一般会計からの法定外繰り入れで国保税を引き下げるべきです。御所見をお示しくください。

市長 まず、**国民健康保険税**についてであります。

国民健康保険は、基本的に保険税と公費で運営される事業であり、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、特別会計としての独自性や財政規律、市民負担の公平性の観点からも、これまでも課題と受け

止め、段階的な解消を図ってきたところであり
ます。

今年度の保険税の算定に当たっては、県から示された額が、前年度税率決定時の算定額と比べ6,368円の増額となることから、財政調整基金を活用して、激変緩和期間の6年間で段階的に調整することとし、急激な負担増とならないよう、1,907円に上昇幅を抑制いたしました。

資格証明書発行について

高木たけし市議 2018年4月1日時点の資格証明書交付状況は、755世帯となっており、昨年比98世帯の増加です。

所得階層別の発行世帯数は、100万円以下は0世帯、200万円までは291世帯38.5%、300万円までは71世帯9.4%、400万円までは24世帯3.1%、400万以上で16世帯2.1%となっています。

100万から300万円の世帯で資格証明書発行世帯の48%を占めるなど低所得世帯の発行が多くなっています。

現年度分の収納率が低下していることは、払いたくても払えない所得状況から、保険税を滞納せ

ざるを得ない事態に陥っていると思料するものです。御所見をお示しく下さい。

今後国保税の引き上げが連続して行われることから、資格証明書発行数はさらに増加することが懸念されます。

資格証明書発行は、加入者が病気になっても受診しない状況を生み出します。

資格証明書は、厚労省通知に示されているように悪質滞納者と確認できたところのみ発行するよう求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

市長 次は、資格証明書の発行についてであります。

資格証明書につきましては、被保険者間の負担の公平性や制度の安定運営の観点から、負担能力があるにもかかわらず納税に誠意が見られない世帯に対して交付しているものであります。

低所得世帯など保険税の納付が困難な世帯に対しては、納税折衝を行う中で、個々の事情に応じ、納税誓約による分割納付など、きめ細やかな対応を行っています。なお、2017年度（平成29年度）における現年度分収納率については、前年度を上回るものと見込んでおります。

高木たけし市議 減免制度拡充について、伺います。

都道府県化は、赤字解消のための法定外繰り入れは認めないが、減免制度などの繰り入れについては認めるものとなっています。

多くの自治体で、国保税の抑制を図るため、減免制度などの拡充を行っています。

福山市としても、子どもに対する均等割りをなくすことなど減免制度の創設、拡充を求めるものです。ご所見をお示しくください。

市長 次に、減免制度の拡充についてであります。

国保制度においては、税負担を抑制するための法定軽減制度が設けられ、2014年度（平成26年度）からは毎年度、拡充・見直しが行われており、低所得者の負担軽減に努めているところであります。

加えて、本市においては、法定軽減世帯における18歳以下の2人目以降の被保険者への本市独自の減免制度により、子育て世代への負担軽減を図っております。

以 上

教育行政について

小中一貫校教育と学校統廃合問題について

高木たけし市議 市長は、総体説明で、学校再編の取り組みについて、服部・駅家東小学校区と東村・今津小学校区で新たな学校の設置に向けた開校準備委員会を発足し、保護者や地域住民の参加のもとに、2020年4月開校を目指すと述べました。

校舎の跡地利用についても言及されていますが、全国的にみると、2002年から2015年の間に廃校となった6811校のうち現存している5943校の3割1745校が活用されていません。

過疎化によって廃校になった地域では、さらに、活用割合が低くなっています。

学校がなくなった地域では、子育て世帯が新たに居住する可能性が低くなり、地域の若者が流出していくことで高齢化と過疎化が一層加速します。

地域住民が、学校統廃合計画に、反対や学校の存続を求める要望書を提出するのは、地域の衰退を心配しているからです。

地域の活性化や地域振興のためには、子育て世

代が居住し、豊かな自然環境と貴重な資源を生かした教育が実践できる学校を存続させることが必要ではありませんか。御所見をお示しくください。

千年小中一貫校・義務教育学校について伺います。

福山市は、内海町、沼隈町の学校を統廃合して、千年小中一貫教育にまとめようとしています。

当初、内海・内浦の小中学校を沼隈の千年小中学校にそれぞれ統合する計画が、突然、能登原、常石の小学校も合わせて770人の大規模な千年小中一貫校・義務教育校とする計画に変更されました。

教育委員会は、千年、能登原地域の住民説明会を開きました。

説明会で、施設一体型義務教育校についての説明や地域住民・保護者の質問に答えています。反対意見も根強く、納得が得られたものとは言えません。

和光大学のチームが、行った全国の一貫校と普通の小・中学校を比較した大規模調査の結果では、子どもの自信について、4年生から9年生をグラフ化すると4～6年生は非一貫校が一貫校を上回り、自信を持っています。

8. 9年生は一貫校も非一貫校も同じ水準で低下しています。

調査結果では、一貫校で小学校高学年のリーダー性が育たないことが明らかとなりました。

その他、運動と自己価値、総合適応感覚と疲労についても同じようなラインを描いており、一貫校が非一貫校と比べ、教育的効果があるとは言えません。

教育的効果の実証されていない施設一体型の義務教育学校建設を唐突に推進している理由は、国からの補助金増額があるからではありませんか。御所見をお示しくください。

地域住民、保護者の合意なしに学校統廃合による義務教育校建設を行うべきではありません。この計画を白紙に戻すことを求めるものです。御所見をお示しくください。

市長 教育行政についてお答えいたします。

始めに、**学校再編と地域の活性化**についてです。

学校再編は、子どもたちにとってより良

い学びの環境づくりのために進めている
ものです。

人口減少、少子化、高齢化が急速に進行
する中、学校があれば地域が活性化する
という状況ではなくなってきており、子ども
たちの教育環境と地域の活性化は、それぞ
れ別の課題として、議論する必要があると
考えています。

**次に、千年小中一貫教育校（義務教育学
校）についてです。**

施設一体型の義務教育学校は、9年間の
子どもの成長を見通し、学校独自の教科の
創設など柔軟な教育課程の編成や指導方
法により、特色ある学校づくりや学年を超
えた日常的な交流による上級生の規範意
識の高まりなど、小中一貫教育の効果をよ
り高めることができます。

他市の事例においては、小学校段階と中
学校段階を意識し、運動会や学習発表会な
どは 6・3の区切りで行ったり、学校行事
や児童生徒会活動の中で5・6年生がリーダ
ーシップを発揮する機会を意図的に設定
したりするなど、子どもの成長を促すため
の取組が行われています。

こうした事例も参考に、義務教育学校の
メリットを最大限生かせるよう、教育課程

や指導方法を検討しているところです。

今後、教育内容や施設整備について、より具体を示していくなかで、保護者、地域の皆様の義務教育学校への理解が深まるよう取り組んでまいります。